



すはいす

消費生活情報紙

令和8年10月
(2026年)

第152号



消費生活情報ラジオ (5月から翌年1月まで)

「大事な人を見守り隊!」消費生活総合センターお役立ち情報

月～金曜日の午前8時台と午後5時台に FMH♥T83.9MHz にて放送中!! 公式アプリ「FM プラプラ」



フリマサービスの トラブルに注意



個人間の取引だからこそ、リスクを理解して利用しましょう!

インターネット上で個人同士が商品等を取引できるフリマアプリやフリマサイトなど、フリーマーケットサービス(以下、フリマサービス)を利用したことがあるという人も多いのではないのでしょうか。個人で簡単に出品や購入ができ、便利な反面、トラブルも発生しています。フリマサービスは、一般的な通信販売のように「消費者と事業者」の取引とは違い「個人と個人」の取引です。フリマサービス運営事業者は取引の場を提供する立場であり、トラブルが起きた場合は、当事者間で解決を図ることが求められます。



購入者の事例

フリマサイトでブランドの未使用の財布を購入した。商品が届いたが、未使用とは思えない状態で、ファスナーも引っかかって使いづらいので、出品者に「返品・返金」を求めたが、「サイトに掲載した商品を発送しているので応じられない」と言われた。

出品者の事例

フリマアプリでブランドのサングラスを出品した。購入した人から「偽物だから返品したい」と言われた。返品を受けても良いが、自分は確かに正規品のサングラスを送っている。偽物のサングラスが返品されるかもしれないので不安だ。



裏面もチェック!



ちょっと「コラム」

大手のフリマサービスでは、購入者が支払った代金をフリマサービス運営事業者がいったん預かり、購入者が商品を受け取ったことを確認した後に出品者に支払う決済の仕組みを導入しています。購入者が商品を受け取ったことを確認する方法として、フリマサービス上で出品者の評価を行い、商品受取の通知をするというやり方が一般的です。



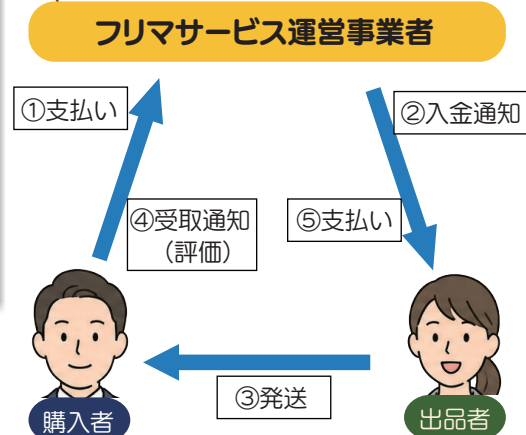
商品が届く前の受取評価はNG! 商品を受け取って、中身や状態を確認してから受取評価をしましょう。



ここに気をつけましょう!

- 多くのフリマサービスではトラブルが発生した場合、当事者間(個人間)で解決を図ることが求められている点を理解しましょう。
- フリマサービスでは利用者に対して利用の仕組みやルールを説明しています。利用規約等をよく読み、使い方を理解した上で利用しましょう。
- 商品についての疑問点を事前に出品者に質問して解消するなどトラブルの未然防止を心がけ、フリマサービス運営事業者への問合せ方法についても事前によく確認しましょう。
- トラブルになった場合、まず当事者間で十分に話し合い、解決しない場合は、フリマサービス運営事業者に事情を伝え、鑑定サービス・補償制度の利用や調査等の協力が得られないか確認してみましょう。

フリマのお金はどう動く?



消費生活総合センターは、「消費者と事業者」間の商品やサービスの契約トラブル等の消費生活に関する相談を受け付ける窓口です。「個人と個人」間の取引は、原則、消費生活相談の対象外ですが、交渉が進まない場合は、問題点の整理をするために消費生活総合センターに相談してください。



消費生活にかかわる安全・安心情報をお届け!
相模原市消費生活LINEマガジンを配信中!

LINEマガジンの登録方法

- ① 右記二次元コードを読み取り、アカウントを登録
- ② トーク画面の「受信設定」から受信する内容を選択
- ③ 「防犯」のうち「契約トラブル・悪質商法(消費生活情報)」にチェックを入れて登録



「相模原市 LINE
公式アカウント」
二次元コード



メールマガジンを希望する方は
こちら



相模原市
ホームページ
「相模原市消費生活
メールマガジン
新規登録方法」
二次元コード

消費生活総合センター

相談専用ダイヤル

☎ 042(775)1770

緑区橋本6-2-1シティ・プラザはしもと内 (JR橋本駅北口イオン橋本店6F)

毎日 午前9時～午後4時

※年末年始を除く
※第2・第4金曜日は午後6時まで
※土・日・祝日は正午～午後1時はつながりません

オンライン面談できます!

- 中央区、南区の市民相談室から可
- 相談員と対面して相談できます
- 端末操作は職員が行います

平日のみの実施です。
ご利用には事前に予約をお願いします。

まずは電話を! ☎ 042(775)1770